

新潟県子ども読書活動推進計画

令和2年3月

新潟県教育委員会

目 次

第1部 新潟県子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 基本方針	2
第2部 子どもの読書活動推進のための方策	3
1 家庭における子どもの読書活動の推進	3
2 地域における子どもの読書活動の推進	5
(1) 図書館等における子どもの読書活動の推進	5
① 図書館の役割	5
② 公立図書館等の整備・充実	6
③ 公立図書館等と学校図書館との連携	7
(2) 児童館における子どもの読書活動の推進	8
(3) 放課後子ども教室・放課後児童クラブ等における子どもの読書活動の推進	9
(4) 民間団体等の活動に関する支援	10
3 学校等における子どもの読書活動の推進	11
(1) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進	11
(2) 小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進	12
① 学校での読書習慣の形成と読書指導の充実	12
② 学校図書館の整備・充実	13
(3) 障害のある子どもの読書活動の推進	14
(4) 学校等と家庭・地域との連携	16
4 普及啓発活動	17
(1) 広報活動の推進	17
(2) 優れた取組の奨励	18
5 推進体制	19
第3部 数値目標	20
資 料	21

第1部 新潟県子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

新潟県では、未来を担う子どもたちの豊かな心の育成と健やかな成長を願い、子どもたちが意欲的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指して、平成16年3月に「新潟県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）を、また平成21年3月に同計画（第二次計画）を策定し、その推進に取り組んできました。

第二次計画期間において、公立図書館の整備が進み、県民一人当たりの図書館蔵書数が増加するとともに、子どもの読書活動の重要性への認識が高まり、県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率が上昇するなど、子どもの読書活動推進に対する取組状況は向上してきました。

また、全校一斉読書等に取り組む学校や公立図書館と連携する学校が増加するとともに、放課後子ども教室で読書活動を行う市町村等、多様な読書活動が実施されるようになりました。

これに伴い、小学生と中学生の不読率※1は中長期的には改善傾向にある一方、依然として、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向がみられ、全国的に高校生の不読率の高さが課題となっています。このため、引き続き子どもの読書活動の推進及び充実を図り、読書習慣の形成を図ることが必要です。

また、「子ども読書活動推進計画」を策定していない市町村もあり、子どもの読書活動推進への取組には地域間において差がみられることから、県全体の水準向上に向けて引き続き取組を進める必要があります。

第二次計画期間中、平成25年には国において「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」）が策定され、その後も学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。また、平成30年には「第四次基本計画」が策定され、さらに令和元年には、視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（令和元年法律第49号、読書バリアフリー法※2）が公布・施行されました。

本計画は、このような情勢を踏まえ、これまでの取組、成果及び課題を明らかにするとともに、県や市町村等が主体的に実施することが期待される取組の方向を示すものです。

※1 不読率：1か月に一冊も本を読まない子どもの割合。令和元年の調査では小学生6.8%、中学生12.5%、高校生55.3%。（第65回「学校読書調査」）

※2 読書バリアフリー法：視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。

2 計画の期間

計画策定時からおおむね5年間とします。

3 基本方針

これからの社会を担う子ども※1たちが、読書を通じて、読解力、想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることは重要なことです。また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、社会的活動に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。

このような読書活動の重要性を踏まえ、次の3点を基本方針として、子どもの自主的な読書活動を促進します。

(1) 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を促進するため、家庭、地域、学校等が担うべき役割を明確にし、関係機関、民間団体、事業者等と相互に連携・協力した取組を進めます。

(2) 子どもが読書に親しむ機会の提供

学校段階が進むにつれて、子どもの読書離れが進む傾向がみられることから、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめる機会の提供や施設の充実等に努めます。

(3) 子どもの読書活動を推進する気運の醸成

読書活動の意義や重要性について、広く県民の関心と理解を深めるため、各種事業を通じた周知・啓発活動により、社会全体で子どもの読書活動を推進する気運を醸成します。

また、子どもや保護者に最も近い立場にある市町村における子どもの読書活動推進を一層促すため、市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率の更なる向上を図ります。

※1 子ども：子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条において、「おおむね18歳以下の者をいう。」とされている。

第2部 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

子どもがよりよい読書習慣を身に付けるためには、日常生活を通じて読書が生活の一部になるように配慮していくことが大切です。

家庭は子どもの生活の基盤であり、子どもの読書活動の推進には乳幼児期からの保護者の役割が重要です。読み聞かせ等の体験を豊かに積み重ねさせることによって、読書に対する興味や関心を引き出すことが大切です。

県教育委員会では、小学校新1年生の保護者に「家庭教育支援ガイドブック」※1の活用リーフレットを配布するほか、家庭教育に関する講座等を通して、家庭での読み聞かせや読書を習慣付けることの重要性について理解を深めるよう働きかけてきました。

また、平成30年度には8割以上の市町村において、乳幼児とその保護者を対象に、メッセージを添えて絵本や絵本のリストを贈る「ブックスタート」※2が実施されています。

しかし、家庭や地域の取組には差がみられることから、家庭における読書の重要性について、更なる理解の促進を図る必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 「家庭教育支援ガイドブック」の活用について保護者に周知するとともに、家庭教育に関わる研修や講座等の機会を通じて、家庭での読み聞かせや読書を習慣付けることの重要性についての理解を促進します。
- ◇ 子どもの読書意欲を高めるためには、保護者が本を読んだり、地域の図書館に出かけたりするなど、意欲的に読書活動に取り組む姿を示すことが大切であることから、ホームページや生涯学習情報提供システム「ラ・ラ・ネット」等を活用して啓発活動を推進します。

※1 家庭教育支援ガイドブック：家庭教育の担い手である保護者の学びを応援するため県教育委員会が平成26年度に作成し、県内小学校等に配布。平成30年度からは同ガイドブックの「活用リーフレット」を作成し、県内小学1年生の保護者に配布。

※2 ブックスタート：イギリスで1992年に始まった運動。0歳児とその保護者に、メッセージや説明を添えて絵本を手渡す活動。

- ◇ 国の広報事業と連携し、「子ども読書の日」（4月23日）※1のポスターやリーフレット等の関係機関への配布を通じて、読書活動の重要性について子どもや保護者等への周知・啓発に努めます。

〈市町村の取組〉

- ◇ 公民館等で開催される子育て支援の家庭教育学級等を通じ、家庭での読み聞かせや読書を習慣付けることの重要性についての理解を促進することが期待されます。
- ◇ 保健所や保健センターで実施される母親（両親）学級、育児学級、健診等の機会を捉えて、司書、保健所や保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力し、絵本の選び方や読み聞かせの方法を説明したり、「ブックスタート」等を実施したりすることを通して、乳幼児期から本に親しむことの重要性について周知・啓発することが期待されます。

〈家庭での取組〉

- ◇ 保護者が読書活動の意義や重要性を理解し、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが望まれます。
- ◇ 読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだりするほか、読書の時間を設け、読書を通じて感じたことや考えたことを話し合うなど、各家庭で工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが望まれます。
- ◇ 幼稚園、保育所、学校、行政機関等からの読書活動に関する情報を活用し、地域の図書館や公民館の読書活動に関する事業に参加するなど、子どもがより多様な読書活動を体験できるようにすることが望まれます。

※1 子ども読書の日：子どもの読書活動の推進に関する法律第10条において、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業の実施に努めることとされている。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館等における子どもの読書活動の推進

① 図書館の役割

【取組・成果・課題】

図書館は、読書活動と図書館資料に関する専門的機関であり、子どもの読書活動を推進する拠点です。

県立図書館では、良質な児童書の収集と貸出を行うとともに、各種イベントを開催しています。乳幼児や未就園児向けに毎週、絵本の読み聞かせや、わらべうたイベントを開催し、本に親しむきっかけを提供しています。このほか、団体（幼稚園、保育所等）向けイベント、夏休み等の親子向けイベント、ボランティア主催イベント等、多様な読書活動を体験できるよう働きかけています。加えて、中学生・高校生向け資料の更なる充実を図り、図書館利用へとつなげていきます。

また、関係機関とともに新潟県読書推進運動協議会※1を組織し、読書活動に取り組むグループ等の表彰を行うなど読書活動の普及に努めるほか、市町村立図書館関係新任職員を対象とする研修を実施しています。今後は、児童サービスについての研修を更に充実させる必要があります。

市町村立図書館や公民館図書室は、地域住民にとって、読みたい本を探して読書の楽しみを得ることができる身近な施設であり、読書活動全般についての相談に応える機関として重要な役割を担うとともに、図書館のボランティアに必要な知識技術を提供しています。

市町村立図書館の整備が進むとともに、子ども向けの行事や学校との連携に取り組むところも増加していますが、こうした取組には地域間において差がみられることから、活動を一層充実させる必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 市町村立図書館等の子どもの読書活動推進に関する取組について周知を図ること等により、県全体での取組の充実につなげていきます。
- ◇ 県立図書館は、良質な児童書の収集と貸出を行うとともに、児童サービスに関する研修を実施するなど、市町村立図書館、公民館図書室及びボランティアへの支援に努めます。

※1 新潟県読書推進運動協議会：全国組織の読書推進運動協議会と連携し、春秋の読書週間の実施や読書功労者表彰を行っている。県立図書館内に事務局をおく。

〈市町村の取組〉

- ◇ 市町村立図書館、公民館図書室においては、児童書や絵本等を整備するとともに、子どもの読書活動に関連する相談事業、図書の展示会やお話会等、子どもと本を結びつける様々な事業を実施することにより、子どもが本に親しむ機会を増やすことが期待されます。
- ◇ 保護者やボランティアを対象に、子どもの発達段階に応じた本の選び方や語り方、読み聞かせの方法等を学ぶことができる機会を提供することが期待されます。
- ◇ ニーズに応じた資料の充実、ヤングアダルトコーナーや学習スペースの設置等、中学生や高校生が気軽に足を運び、図書を借りたくなるような環境づくりに努めることが期待されます。

② 公立図書館等の整備・充実

【取組・成果・課題】

平成31年4月現在、図書館を設置している市町村は23市町村で、設置率※1は76.7%であり、市部での設置率は100%となっています。全ての公立図書館がホームページを開設※2し、読書活動に関する情報を提供しています。

また、平成30年10月現在、公立図書館の64.1%に児童室が設置※3され、読み聞かせや子どもが読書をするために必要なスペースが確保されていますが、障害のある子どもが利用しやすい施設や設備についても整備する必要があります。

しかし、県内には、図書館のない町村や合併後にも図書館が設置されていない旧町村域があります。また、読書活動の推進には司書の専門性を活かした多様な事業を展開することが望まれますが、司書が配置されていない図書館(分館)※4もあります。

また、児童室の整備状況等は、規模や蔵書冊数等で地域間に大きな差がみられます。全ての子どもたちにとって、身近な地域に読書ができる環境を整備していくとともに、適正な人材の配置を図り、図書館での児童サービスを充実する必要があります。

※1 図書館設置率：全市町村のうち図書館を有する市町村の割合。平成30年度の全国平均は76.6%（「日本の図書館 統計と名簿2018」）

※2 全国の公立図書館のホームページ開設率は91.8%（平成27年度「社会教育調査報告書」）

※3 全国の公立図書館における児童室等の設置率は63.6%（平成27年度「社会教育調査報告書」）

※4 県内の司書未配置図書館：平成31年4月現在、県内本館46館のうち司書未配置は1館、分館25館のうち司書未配置は5館（「新潟県の図書館2019」）

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 図書館未設置の7町村（平成31年4月現在）に対して、様々な機会を通して図書館の設置を働きかけていくとともに、県立図書館や近隣市町村との連携による読書環境の整備を促進します。
- ◇ 司書のいない図書館については、地域の司書有資格者の活用を図るなど、全ての図書館に司書が配置されるよう市町村に働きかけます。
- ◇ 県立図書館は、市町村立図書館、公民館図書室及び学校図書館に対して訪問相談や児童サービスに関する研修会、講演会等を実施するとともに、児童サービスについての助言を継続して行います。

〈市町村の取組〉

- ◇ 市町村立図書館、公民館図書室における児童・青少年用図書の充実に努めるとともに、施設の特性に応じ、子どもの読書スペースや障害のある子ども向けの施設や設備の整備を図ることが期待されます。
- ◇ 公立図書館、学校図書館及びその他の関係機関とのネットワークを構築し、図書館資料の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換等を行い、子どもの読書環境を整備していくことが期待されます。

③ 公立図書館等と学校図書館との連携

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動を推進するにあたっては、公立図書館、公民館図書室と学校図書館が活動内容や図書館資料等について情報を提供し合うなど、密接に連携・協力することが重要です。

平成27年度には、図書館資料の貸借等で小学校の88.9%、中学校の52.6%、高等学校の54.7%が公立図書館と連携しています。※1

児童生徒が必要とする図書館資料を利用できるようにするために、公立図書館等の図書館資料の学校図書館への団体貸出を促進するとともに、図書館職員による学校訪問やレファレンス・サービスの実施等の取組を進める必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 公立図書館、公民館図書室及び学校図書館関係職員に対する研修の充実に努め、公立図書館、公民館図書室と学校図書館の連携の重要性についての理解を深めるとともに、市町村の状況に応じた連携・協力の促進を働きかけます。
- ◇ 学校図書館の蔵書のデータベース化を進めるよう働きかけ、他校の学校図書館、公立図書館及び公民館図書室との連携を通じて、図書館資料の共同利用を促進するよう努めます。

※1 巻末資料 3（4）参照

- ◇ 県立図書館は、所蔵する図書館資料を市町村立図書館、公民館図書室、学校等に貸し出すなど、関係機関への支援の強化に努めます。

〈市町村・学校の取組〉

- ◇ 市町村立図書館、公民館図書室と学校図書館が連携・協力し、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するための取組を実施することが期待されます。
- ◇ 市町村立図書館等においては、必要な図書館資料等の整備・充実を図るとともに、子どもの読書活動に関する行事等の活動情報を提供し参加を促すなど、地域における子どもの豊かな読書活動の機会を広げていくことが期待されます。
- ◇ 学校においては、子どもの様々な興味や関心、多様な教育活動、学校図書館の活動内容等について市町村立図書館等に情報提供することが期待されます。

(2) 児童館における子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

児童館※1は、未就学児から18歳までの多様な利用者を想定しており、図書室の設置も義務付けられていることから、年齢や発達段階に応じた読書活動を提供する大切な場となっています。

県内には平成31年3月末現在、79の児童館があり、図書室で紙芝居や絵本の読み聞かせ等の活動を行っているところもあります。

今後、更に読書活動を実施する児童館を増やすとともに、読書活動の内容を工夫し充実する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 児童館職員も参加できる研修会を開催し、読書活動の重要性について周知・啓発に努め、読書関連プログラムの充実を図ります。
- ◇ 県立児童館である「こども自然王国」※2では、幅広い年齢層の子どもが興味を持つような蔵書を整備し、遊びを通じて本に親しむ機会の提供に努めます。

〈市町村の取組〉

- ◇ 子どもが読書に親しむ契機となるよう、児童館での親子読書や読み聞かせ等の取組を推進するとともに、蔵書冊数の増加や環境整備に努め、図書室の充実を図ることが期待されます。

※1 児童館：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設」のこと。

※2 こども自然王国：柏崎市高柳町にある県立の大型児童館で宿泊が可能。

(3) 放課後子ども教室・放課後児童クラブ等における子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

放課後や休日に子どもたちが集まる放課後子ども教室※1、放課後児童クラブ※2等の地域の居場所においても、子どもの年齢や発達段階に応じた興味や関心を尊重しながら読書活動を推進することは重要なことです。

放課後子ども教室では、読書を楽しむことができる場を提供したり、読み聞かせ等の読書活動に取り組んでいるところもあります。

今後も、市町村及び運営に関わるコーディネーターやボランティアに対して、子どもが読書に親しむ取組を行うことの重要性について一層周知・啓発し、より多くの取組を促進する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、様々な読書活動に取り組むことや読書に親しむ場を提供することの重要性について、理解の浸透を図ります。
- ◇ 各教室での読書活動への取組状況を把握し、県の推奨本貸出、情報の提供等を通して、読書活動の推進を図ります。

〈市町村の取組〉

- ◇ 放課後子ども教室、放課後児童クラブ等の開設場所の状況に応じて、活動プログラムに読み聞かせ等、読書活動の機会や場を設定することが期待されます。
- ◇ 学校図書館、市町村立図書館及び公民館図書室と連携したり、地域のボランティアを活用することで、読書に親しむことができる環境づくりに努めることが期待されます。

※1 放課後子ども教室：放課後等に子どもたちが小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を実施している。

※2 放課後児童クラブ：共働き家庭等の小学校に就学している児童に対して、小学校の余裕教室や児童館、公民館等で、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供している。

(4) 民間団体等の活動に関する支援

【取組・成果・課題】

民間団体やボランティアは、子どもの読書活動に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

県教育委員会は市町村立図書館と連携を図り、地域のボランティア等を対象とした子どもの読書活動に関する研修会を実施するとともに、民間団体が実施するイベント等について後援してきました。

県内では、ほとんどの公立図書館、公民館図書室がボランティアを導入し、子どもの自主的な読書活動の支援を継続的に実施しています。また、家庭文庫、地域文庫※1等、読書施設を開放し、子どもの読書活動を支援している個人や民間団体もあります。

このような活動に対して、県や市町村は積極的に支援・協力するとともに、活動内容等を把握し、民間団体やボランティア等のネットワークを構築する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 地域における読み聞かせ等のボランティアの育成と資質の向上を図ることを目指し、ボランティアの養成に努めます。
- ◇ 県内のボランティアの活動内容を把握し、情報提供するとともに、県全体のボランティア団体のネットワークづくりを推進し、地域における活動の充実を図ります。
- ◇ 国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金」※2 助成金（子どもの読書活動助成用）の周知に努め、その活用を奨励します。
- ◇ 県立図書館は、子どもの読書活動を推進する団体等に対し、団体向けの貸出サービスにより、その活動を支援します。

〈市町村の取組〉

- ◇ ボランティアの活動をより充実させるために、団体間のネットワークづくりの推進を図るとともに、ボランティアの資質を向上させるための研修の充実を図ることが期待されます。
- ◇ 民間団体やボランティア団体と連携した活動の充実も期待されます。

※1 家庭文庫、地域文庫：図書館法（昭和25年法律第118号）の規定外で図書の閲覧、貸出等を行うこと。自治会等の住民組織が活動の主体となることが多く、個人が自分の蔵書を開放して行う場合、家庭文庫という。

※2 子どもゆめ基金：独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付している。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

幼稚園、保育所等では、教育活動や保育活動、子育て支援活動の一環として、絵本や物語等の読み聞かせや自然体験的な活動における図鑑等の活用等を通して、子どもが読書活動に親しむ機会を提供することが重要です。

県教育委員会では、希望する幼稚園教諭、保育士、保育教諭、地域のボランティア等を対象とした子どもの読書活動に関する研修会を実施し、読書活動の重要性について周知・啓発しており、幼稚園、保育所等における読書活動の場や機会の充実に努めています。

乳幼児期に読書活動の楽しさを体験させるためには、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の子ども読書に関する指導力を向上させるとともに、図書の充実や本に触れることができるスペースの確保等の環境整備を図る必要があります。

また、保護者にも読書活動の意義や重要性を積極的に周知・啓発していくことが求められます。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 読書活動の一層の充実に図るため、幼稚園、保育所等への指導や情報の提供を行うとともに、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象とした研修の充実に努めます。

〈幼稚園・保育所等の取組〉

- ◇ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づき、幼稚園教諭、保育士、保育教諭及びボランティアによる読み聞かせ、幼児が絵本や物語に親しむ活動等の充実が期待されます。
- ◇ 未就園児を対象とした子育て支援活動の中で、読み聞かせを推進するとともに、保護者にも読書活動の意義や重要性を周知することが期待されます。
- ◇ 公立図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定し活用を図るとともに、異年齢交流における小学生や中学生による読み聞かせ等、学校と連携・協力することが期待されます。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における子どもの読書活動の推進

① 学校での読書習慣の形成と読書指導の充実

【取組・成果・課題】

学校における読書活動の推進は、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担うとともに、家庭や地域における読書活動の充実にも大きな影響力を持っています。

各学校では、これまで様々な取組により児童生徒の読書習慣の形成に努めてきました。例えば、平成27年度には、小学校の98.7%、中学校の96.1%、高等学校の17.4%が朝読書等の全校一斉読書活動を実施しています。※1

学校では、今後も継続して図書館の利活用を進めるとともに、児童生徒の発達段階に応じた効果的な読書活動の取組を一層充実させることにより、読書の意義と楽しさを実感させ、望ましい読書習慣の形成を図ることが必要です。

なお、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向もあり、特に学校種間の接続期において、生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向があることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることも重要です。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 各学校における児童生徒の読書習慣の形成と読書活動の充実、特に、中学生までに読書習慣の形成を図るとともに、高校生が多忙の中でも読書に関心を持つきっかけ※2を作るための取組を進めます。
- ◇ 新潟県学校図書館協議会等と連携・協力し、各学校への指導や調査結果、実践事例等の情報提供を行います。

〈学校の取組〉

- ◇ 校長のリーダーシップの下、学級担任、教科担任、司書教諭※3、学校図書館担当職員等が連携・協力し、全校体制で読書活動を推進するとともに、校内研修等を通じて、学校における読書活動の重要性について全ての教職員の共通理解を図ることが期待されます。
- ◇ 全校一斉の読書活動や、読書週間、読書月間を設けたりすること等により、児童生徒が読書習慣を身に付けることができる活動を推進することが期待されます。

※1 巻末資料 3(1) 参照

※2 児童生徒が本を読むきっかけとしては、小学生では家族や家庭の影響、中学生や高校生では書店やメディアでの宣伝、広告等の影響が最も大きいですが、いずれの世代においても「友人からのお勧めがきっかけ」という回答も多い。(平成28年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」)

県では、具体的な取組として中高生が自ら薦める本を紹介する「中高生POPコンテスト」を実施している。

※3 司書教諭：学校図書館法第5条で「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定され、講習を修了した教諭が司書教諭となると定められている。

- ◇ 各教科等で、学校図書館を利活用した学習活動を推進するとともに、推薦図書コーナーの設置や、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定等により、蔵書の貸出の促進、子どもに本を借りることを習慣化させる取組等、学校図書館が一層活用されるよう工夫した教育活動を推進することが期待されます。
- ◇ 図書委員会等を中心とした児童・生徒会活動を一層活性化させ、学校図書館を利用して子ども同士で読書を広める活動や、子どもが相互にお薦め本を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動等により読書への関心を高め、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが期待されます。
- ◇ 読書活動推進のための取組や読書指導について、小学校、中学校、高等学校等が情報交換するなど、連携・協力を進めることが期待されます。

② 学校図書館の整備・充実

【取組・成果・課題】

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援するなどの「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応するなどの「情報センター」としての機能を有するほか、一時的に学級になじめない子どもの居場所ともなり得ます。

新学習指導要領※1においては、言語能力、情報活用能力等の育成を図るために、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ること等により、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

これまで県、市町村及び学校では、図書館資料の整備や司書教諭の発令を進めてきました。

平成27年度には、県内小・中学校全体の蔵書冊数は、学校図書館図書標準※2を上回っています。図書標準を達成している小・中学校の割合は、全国平均よりも高い79.2%となっており、今後も引き続き蔵書の整備・充実に努める必要があります。

また、学校図書館法の規定に基づき、12学級以上の全ての小学校、中学校、特別支援学校及び多くの高等学校に司書教諭が発令されています。司書教諭の専門性を活かした具体的な取組を更に推進するとともに、専任の学校図書館担当職員の配置についても促していく必要があります。

※1 新学習指導要領：小学校は平成30～令和元年度を移行期間とし、令和2年度から全面实施。中学校では平成30～令和2年度を移行期間とし、令和3年度から全面实施。高等学校では令和元～令和3年度を移行期間とし、令和4年度入学生から学年進行で実施。特別支援学校においては、小・中学部は小・中学校、高等部は高等学校の実施スケジュールに準拠。

※2 学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。学校の規模に応じて目標蔵書冊数が定められている。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 国の動向や調査結果、取組事例等の情報を提供することにより、市町村教育委員会や各学校への支援に努めるとともに、学校図書館のより一層の利活用促進を図ります。
- ◇ 県立高等学校等の図書館資料の計画的な整備・充実を図れるよう、新潟県学校図書館協議会等と連携して、各学校への指導や推薦図書を紹介等の情報提供に努めるとともに、小・中学校の図書館資料の整備・充実を市町村にも働きかけます。
- ◇ 12学級未満の学校にも司書教諭の発令を働きかけるとともに、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるよう、司書教諭の役割等についての共通理解を促進するとともに、教職員の協力体制の確立を促します。

〈市町村・学校の取組〉

- ◇ 学校における図書購入費※1の確保に努め、全ての小・中学校が学校図書館図書標準を達成することが期待されます。
- ◇ 各教科等の学習や様々な読書活動ができるように、施設や設備の整備、学校図書館担当職員の配置に努め、児童生徒が進んで足を運ぶような魅力的な環境づくりが期待されます。
- ◇ 各教科等で、年間を通じた計画的な学校図書館の利活用を図る必要があります。

(3) 障害のある子どもの読書活動の推進

【取組・成果・課題】

障害のある子どもにとって、絵本や物語からイメージを広げたり、図書館資料から知識や情報を得たりすることは、日常生活をより豊かにする上で不可欠であり、家庭、地域、学校等で様々な読書活動を体験できるようにすることが大切です。

障害のある子どもは、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、県や市町村、学校では、これまで関係機関との連携を進め、障害の状態に応じた読書活動の機会の提供や環境の工夫を図ってきました。

その結果、蔵書や資料の充実、施設面や設備面での配慮も進み、障害のある子どもが気軽に本に親しむことができるようになってきました。

今後は、引き続き蔵書や資料、施設や設備の充実、障害の状態に応じたきめ細かな読書活動の支援を図るとともに、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえた取組に努める必要があります。

※1 図書購入費：公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料の整備のため「新学校図書館図書整備等5か年計画」により平成29年度から5年間で毎年約220億円、総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 全ての学校において、障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、特別支援学校等における読書指導のより一層の充実を図り、教職員やボランティアによる読み聞かせ等、読書習慣を形成するための活動を充実させます。
- ◇ 県立図書館は、マルチメディアデージー図書※1 やサピエ※2 等、ハンディキャップサービス※3 を充実させるとともに、障害等のために読書が困難であることについての理解を広めるため、読書を支援するサービス等の周知に努めます。
- ◇ 県立図書館は、活字による読書が難しく、個人で図書館を利用することが困難な子ども等が入所・所属する団体向けの貸出サービスにより、マルチメディアデージー図書等を貸し出して、その読書活動を支援するとともに、特別支援学校等への情報提供及び支援の強化に努めます。
- ◇ 県立図書館は、新潟県視覚障害者情報センター※4 と連携して障害のある子どもの読書活動の推進に関する情報の収集を行うとともに、職員研修等により障害者サービスに携わる人材の育成に努めます。
- ◇ 新潟県視覚障害者情報センターは、引き続き、閲覧室に点字絵本専用書架を設けるなど、利用しやすい環境の整備に努めるとともに、点字絵本※5 や児童向けの録音図書※6 の制作と充実を努め、視覚に障害のある子どもと保護者の豊かな読書活動を推進します。また、利用者が手元において長期間楽しめるよう、絵本等の個人向け点訳サービスの充実、郵送による貸出サービスの拡充、移動点字図書館の実施に努めます。県内の図書館への貸出及び全国の図書館の相互協力等により、身近な図書館を通して点字絵本や録音図書のサービスが受けられるよう、ネットワークを充実させ利用を促進します。

〈市町村・学校の取組〉

- ◇ 子どもの障害の状態に応じて、学校図書館の整備・充実を図るとともに、ハンディキャップサービスやボランティアを活用できるように、公立図書館や民間団体等と連携するなど、読書活動を推進することが期待されます。
- ◇ 障害のある子どもの読書活動に関わる支援への参画を市町村立図書館、医療機関、福祉施設、保護者、地域住民等に働きかけ、促進することが期待されます。

※1 マルチメディアデージー図書：パソコンを使って、画像と音声で楽しむ「やさしく読める本」。

※2 サピエ：視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字、音声データ等で提供するネットワーク。

※3 ハンディキャップサービス：郵送による貸出、対面朗読、布絵本や大活字本の提供等の様々なサービス。

※4 新潟県視覚障害者情報センター：新潟市江南区の「新潟ふれ愛プラザ」に所在（旧点字図書館。平成29年4月1日に名称変更。）し、約8,200タイトルの点字図書（うち点字絵本は約150タイトル）と約5,900タイトルの録音（カセットテープ）図書、約8,900タイトルのデージー（CD）図書、約100タイトルのCD雑誌を所蔵している。

※5 点字絵本：絵本の文章を点訳したもの。情景等も簡単に点訳して説明している。

※6 録音図書：視聴覚資料のうち録音テープ等で音声を記録・複製した資料。

(4) 学校等と家庭・地域との連携

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動を支援し、望ましい読書習慣を形成するためには、学校等と家庭、地域とが連携した活動を一層充実させることが重要です。

これまで県、市町村、学校等では、読書活動の重要性の周知と具体的な取組の推進に努めてきました。

幼稚園、保育所等では、幼児期からの読書習慣の育成に向けて保護者と協力した読書活動が行われています。小・中学校においても、多くの学校で保護者や地域住民等のボランティアによる読書活動を実施しており、地域住民への学校図書館の開放を行っている学校もあります。また、公立図書館との連携も、資料の貸借等を中心に増加傾向にあり、子どもの読書環境には好ましい状況がみられるようになってきました。

しかし、これらの取組には地域間や学校間において差がみられることから、今後も引き続き子どもの自主的な読書活動を促進し、読書習慣を形成するために、学校等と家庭、地域が協働して取り組み、読書活動の輪を広げていく必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 県教育委員会が発行する広報紙等による広報活動を通じて、子どもの読書習慣を形成することの重要性について理解を促進するとともに、学校、家庭及び地域における読書活動の機会を拡充していくよう関係機関に働きかけます。
- ◇ 学校や公立図書館職員だけでなく、地域で子ども読書に関わる人々の知識や技術のレベルアップを図るとともに、関係者間の連携の強化に努めます。
- ◇ 地域学校協働活動※1 推進員等を養成する研修会等により、子どもの読書活動の意義や重要性について理解の促進を図ることで、地域学校協働活動の様々な機会を通じて、学校、家庭及び地域が一体となった読書環境づくりや読書活動への取組等を促進します。

〈市町村・学校等の取組〉

- ◇ 子どもの読書習慣を形成するために、家庭での親子読書の奨励や公立図書館等でのお話会への参加の呼びかけなど、家庭や地域での読書活動の推進に向けた学校等との連携・協働が期待されます。
- ◇ 子どもの多様な読書活動の実施に向け、保護者や地域ボランティアの協力を得ながら、児童生徒の学習活動や読書活動を推進していく体制を整備するとともに、公立図書館等との積極的な連携・協働に努めることが期待されます。

※1 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

4 普及啓発活動

(1) 広報活動の推進

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動について、県民の関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書を行う意欲を高めるために、普及啓発活動を行うことが大切です。

図書館、学校等では、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）のポスターの掲示、ホームページを活用した事業案内等を通して県民への周知に努め、浸透を図ってきました。

また、県内の公立図書館、公民館図書室においては、年間を通して、読み聞かせやお話会等の取組を実施しています。※1

今後も、趣旨にふさわしい事業を充実させるとともに、県民への周知に一層努め、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 国の広報事業と連携して、子どもの読書活動の重要性についての理解の浸透を図るとともに、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」（10月27日）※2について、県民の関心と理解を深めるよう周知・啓発に努めます。
- ◇ 子どもの健全育成に特に有益と認められる図書を推奨し、周知を図ることで、子どもが読書に取り組む機会の創出に努めます。
- ◇ 学校、公立図書館、民間団体等の先進的な取組や子どもの読書活動に関する事業とその効果について、ホームページ等を活用した情報の提供に努めます。

〈市町村の取組〉

- ◇ 広報誌やホームページ等、様々なメディアを通じて子どもの読書活動の推進に関する事業を紹介するとともに、読書の楽しさや重要性について理解の浸透を図り、事業への参加を促進することが期待されます。

※1 平成30年度には、県内市町村において読み聞かせ等の子ども向け行事は年間5,000回以上実施されている。
(県生涯学習推進課調べ)

※2 文字・活字文化の日：文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第11条において、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるため、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい行事の実施に努めることとされている。

(2) 優れた取組の奨励

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、関係者の取組意欲を高め、活動内容の充実を図るため、文部科学省は子どもの読書活動に熱心に取り組んでいる学校、図書館及び団体（個人）に対して表彰を行っており、本県でも毎年、優れた実践を行う学校、図書館、団体等が表彰を受けています。

また、県では幼児から高校生までを対象にしたコンクールを行っているほか、新潟県学校図書館協議会の読書感想文コンクールや、新潟県読書推進運動協議会の「こどもの読書普及功労者」及び「優良読書グループ」の表彰等により、子どもの読書活動を推進してきました。

今後も引き続き、子どもの自主的な読書活動につながる特色ある取組や優れた実践、関係者の資質向上のための活動、関係機関や団体と連携した活動等を推進する必要があります。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 文部科学省の表彰事業に積極的に協力するとともに、県コンクールの表彰等を通じて優れた取組の顕彰に努めます。
- ◇ 特色ある取組や優れた実践に関する情報を収集するとともに奨励を図り、広く県民に子どもの読書活動についての理解を促します。

〈市町村の取組〉

- ◇ 地域の実情に応じて、子どもの読書活動に取り組む団体、個人への顕彰を実施し、優れた取組を奨励することが期待されます。

5 推進体制

【取組・成果・課題】

子どもの読書活動を推進していくためには、県と市町村の連携を図り、総合的に施策を展開する体制を整備するとともに、県内各地で子どもの読書活動に関する様々な取組を行っている民間団体等との連携・協力を推進することが重要です。

県が平成16年に「新潟県子ども読書活動推進計画」を策定してから、平成30年度までに県内17市2町1村で「子ども読書活動推進計画」が策定されましたが、県内市町村全体の策定率は全国と比べて低い状況にあります。※1

市町村においては推進計画を策定するとともに、子どもの読書活動推進体制の更なる整備・充実を図ることが求められます。

【施策の方向】

〈県の取組〉

- ◇ 子どもの読書活動を推進するため、県、市町村、学校、図書館、民間団体等の関係者が連携・協力する機会を設けます。
- ◇ 市町村に対しては、子どもの読書活動に関する最新の情報を提供し、「子ども読書活動推進計画」が策定されるよう支援や助言を行います。
- ◇ 子どもの読書活動を推進するボランティア団体等の活動状況に関する情報の収集及びその提供を通して、団体間の連携・協力を支援します。

〈市町村の取組〉

- ◇ これまで実施されてきた事業の見直しや施設、設備等の諸条件の整備状況、子どもの読書の取組状況等を把握し、地域の実情に応じて「子ども読書活動推進計画」を策定・見直しするとともに、家庭、地域、学校等と連携して子どもの読書活動に関する環境の整備・充実を図ることが期待されます。

※1 市町村の子ども読書活動推進計画策定状況：全国80.3%、新潟県66.7%（平成30年度末現在）

第3部 数値目標

- 1 子どもの読書活動の推進体制を整備するため、県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定を促します。

	平成30年度	令和6年度
新潟県	66.7% (17市2町1村) ※市85.0%、町村30.0%	→ 市100%、町村70%以上
全国	80.3% ※市92.4%、町村69.7%	→ 市100%、町村70%以上

- 2 市町村における子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域の実情に応じた取組を促進し、平成30年度実施率の5%以上の向上を目指します。

取組	平成30年度	令和6年度
子ども向け利用案内・広報等の実施	80.0%	→ 85.0%以上
図書館等と他機関（学校等）との連携	93.3%	→ 98.3%以上
読書ボランティア講座等の実施	60.0%	→ 65.0%以上
ブックスタートの実施	83.3%	→ 88.3%以上

- 3 学校における子どもの読書活動を推進するため、学校や地域の実情に応じた取組を促進し、全国平均より低い取組を中心に実施率の向上を目指します。

【平成27年度 実施率】

(%)

取組	小学校		中学校		高等学校	
	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国
全校一斉読書活動	98.7	97.1	96.1	88.5	17.4	42.7
学校図書館全体計画策定の状況	94.6	85.7	85.7	71.8	59.5	58.3
ボランティアの活用	81.6	81.4	17.0	30.0	1.2	2.8
公立図書館との連携	88.9	82.2	52.6	57.5	54.7	51.1
蔵書のデータベース化	63.2	73.9	60.0	72.7	79.8	91.3

資 料

- 1 公立図書館の状況 21
(「日本の図書館 統計と名簿」より)

- 2 市町村における子どもの読書活動状況 21
(生涯学習推進課「子どもの読書活動の推進についての調査」より)

- 3 学校における読書活動に関する状況 22
(「学校図書館の現状に関する調査」より)

- 4 学校図書館に関する状況 23
(「学校図書館の現状に関する調査」より)

- 5 公立図書館一覧 24

資料

1 公立図書館の状況

「日本の図書館 統計と名簿」

(1) 図書館設置率

(%)

	H28	H29	H30
新潟県	76.7 ※23/30	76.7 ※23/30	76.7 ※23/30
全国	75.9	76.2	76.6

※設置市町村数 / 全市町村数

(2) 県民一人当たりの蔵書数

(冊)

	H28	H29	H30
新潟県	3.33	3.35	3.42
全国	3.40	3.44	3.50

※蔵書数計 / 人口

(3) 県民一人当たりの年間貸出数

(冊)

	H28	H29	H30
新潟県	4.69	4.63	4.53
全国	5.35	5.27	5.23

2 市町村における子どもの読書活動状況

「生涯学習推進課調査」

(%)

内容	年度		
	H28 (30市町村)	H29 (30市町村)	H30 (30市町村)
子ども読書活動推進計画策定率	60.0	66.7	66.7
子ども向け案内・広報の実施	80.0	80.0	80.0
子ども向け行事の実施	90.0	90.0	96.7
他機関との連携	96.7	93.3	93.3
幼稚園・保育所・こども園	80.0	80.0	90.0
小学校	93.3	86.7	90.0
中学校	80.0	73.3	70.0
高等学校	50.0	60.0	53.3
ボランティアの導入	96.7	96.7	96.7
ボランティア講座等の実施	43.3	36.7	60.0
ブックスタートの実施	80.0	76.7	83.3

3 学校における読書活動に関する状況

「学校図書館の現状に関する調査」

(文科省調査。H28までは隔年実施。それ以降は5年ごとに実施)

(1) 全校一斉読書活動

学校・年度	小学校			中学校			高等学校
	H23	H25	H27	H23	H25	H27	H27
実施校 (校)	512	483	472	221	218	221	15
実施率 (%)	98.5	98.2	98.7	95.3	95.2	96.1	17.4

(2) 読書活動推進のための取組 (学校数)

学校・年度 内 容	小学校		中学校	
	H23	H25	H23	H25
図書読み聞かせ	508	477	38	33
ブックトーク	172	190	24	22
必読書等コーナー設置	380	366	124	147
目標読書量設定	281	243	27	28
校種間連携	12		5	
家庭での読書支援	264		9	
その他	71		49	
広報活動実施	390		165	

※「内容」については複数回答。H28～項目なし(中学校はこの他に生徒会活動による取組あり)

(3) ボランティアの活用

学校・年度	小学校			中学校			高等学校
	H23	H25	H27	H23	H25	H27	H27
実施校 (校)	391	376	390	26	27	39	1
実施率 (%)	75.2	76.4	81.6	11.2	11.8	17.0	1.2

(4) 公立図書館との連携

(学校数)

学校・年度 内 容	小学校			中学校			高等学校
	H23	H25	H27	H23	H25	H27	H27
図書館資料の貸借	356	376	398	82	87	95	44
定期的な連絡会	74	76	91	34	46	53	0
公立図書館司書等の巡回訪問	183	223	223	54	63	71	1
その他	61			17			1
実施校			425			121	46
実施率 (%)			88.9			52.6	54.7

※「内容」については複数回答

4 学校図書館に関する状況

「学校図書館の現状に関する調査」

(1) 学校図書館蔵書のデータベース化の状況

(学校数)

学校・年度 状況	小学校			中学校			高等学校
	H23	H25	H27	H23	H25	H27	H27
100%実施	161	192	181	45	70	71	16
75～100%未満	53	46	61	23	27	31	22
50～75%未満	22	20	17	12	14	18	8
25～50%未満	27	21	19	23	8	11	10
25%未満	17	22	24	12	8	7	9
実施校	280	301	302	115	127	138	65
実施率 (%)	53.8	61.2	63.0	49.6	55.2	60.0	77.4

(2) 司書教諭の発令状況

学校・年度 状況	小学校			中学校			高等学校
	H24	H26	H28	H24	H26	H28	H28
12学級以上の学校 における発令率(%)	99.5	100.0	99.5	98.7	100.0	100.0	86.9
発令校 (校)	261	270	253	115	115	120	69
発令率 (%)	50.2	54.9	52.8	49.6	50.2	52.2	84.1

※12学級以上の学校における設置率は小中学校で100%

※下段は県内全学校における発令状況

(3) 学校図書館図書標準の達成状況

(小中学校のみ)

学校・年度 状況	小学校				中学校			
	H23	H25	H27	H27全国	H23	H25	H27	H27全国
達成校 (校)	411	377	390	19,604	173	164	171	9,427
達成率 (%)	79.2	76.9	81.6	66.4	74.6	72.2	74.3	55.3

(4) 学校図書館蔵書冊数状況

(小中学校のみ)

学校・年度 状況	小学校			中学校		
	H23	H25	H27	H23	H25	H27
蔵書冊数(冊)	4,332,661	4,174,907	4,237,607	2,461,628	2,527,701	2,531,536
達成率 (%)	119.2	117.0	122.4	114.7	105.5	117.0
1人当たり(冊)	35.4			38.6		

※「達成率」は図書標準冊数の総計に対する割合

※県内全学校の総蔵書冊数の比較では達成率100%以上

5 公立図書館一覽

令和元年7月25日現在

名 称	所 在 地	電 話	名 称	所 在 地	電 話
1 新潟県立図書館	〒950-8602 新潟市中央区女池南3-1-2	(025) 284-6001	37 新発田市立中央図書館	〒957-0055 新発田市諏訪町1-2-12	(0254) 22-2418
2 新潟市立中央図書館	〒950-0084 新潟市中央区明石2-1-10	(025) 246-7700	38 新発田市立図書館豊浦分館	〒959-2323 新発田市乙次26-2	(0254) 22-2081
3 " 豊栄図書館	〒950-3323 新潟市北区東栄町1-1-35	(025) 387-1123	39 " 加治川分館	〒959-2415 新発田市住田547-1	(0254) 33-2433
4 " 松浜図書館	〒950-3126 新潟市北区松浜1-7-1	(025) 387-1771	40 " 紫雲寺分館	〒957-0204 新発田市稲荷岡2371	(0254) 41-2291
5 " 山の下旬図書館	〒950-0056 新潟市東区古川町4-12	(025) 250-2920	41 新発田市立歴史図書館	〒957-0053 新発田市中央町4-11-27	(0254) 24-2100
6 " 石山図書館	〒950-0852 新潟市東区石山1-1-12	(025) 250-2940	42 小千谷市立図書館	〒947-0031 小千谷市土川1-3-7	(0258) 82-2724
7 " 舟江図書館	〒951-8018 新潟市中央区稲荷町3511-1	(025) 223-3235	43 加茂市立図書館	〒959-1325 加茂市神明町2-6-29	(0256) 53-3500
8 " 鳥屋野図書館	〒950-0972 新潟市中央区新和3-3-1	(025) 285-2372	44 十日町図書館	〒948-0072 十日町市西本町2-1-1	(025) 750-5100
9 新潟市生涯学習センター図書館	〒951-8055 新潟市中央区礎町通3/町2086	(025) 224-2120	45 見附市図書館	〒954-0052 見附市学校町1-3-43	(0258) 62-3759
10 新潟市立亀田図書館	〒950-0144 新潟市江南区茅野山3-1-14	(025) 382-4696	46 村上市立中央図書館	〒958-0854 村上市田端町4-25	(0254) 53-7511
11 " 新津図書館	〒956-0863 新潟市秋葉区日宝町6-2	(0250) 22-0097	47 " 朝日図書館	〒958-0251 村上市岩沢5668	(0254) 72-6700
12 " 白根図書館	〒950-1477 新潟市南区田中383	(025) 372-5510	48 燕市立図書館	〒959-1251 燕市白山町1-2-10	(0256) 62-2726
13 " 月潟図書館	〒950-1304 新潟市南区月潟1417	(025) 375-3001	49 " 吉田図書館	〒959-0242 燕市吉田大保町22-1	(0256) 92-7650
14 " 坂井輪図書館	〒950-2055 新潟市西区寺尾上3-1-1	(025) 260-3242	50 " 分水図書館	〒959-0128 燕市分水新町2-5-1	(0256) 91-3255
15 " 内野図書館	〒950-2112 新潟市西区内野町603	(025) 261-0032	51 糸魚川市民図書館	〒941-0056 糸魚川市一の宮1-2-3	(025) 552-6330
16 " 黒崎図書館	〒950-1112 新潟市西区金巻746-4	(025) 377-5300	52 " 能生図書館	〒949-1352 糸魚川市大字能生1941-2	(025) 566-3334
17 " 西川図書館	〒959-0422 新潟市西蒲区曾根2046	(0256) 88-0001	53 " 青海図書館	〒949-0305 糸魚川市大字青海4657-3	(025) 562-2441
18 " 岩室図書館	〒953-0132 新潟市西蒲区西中889-1	(0256) 82-4433	54 五泉市立図書館	〒959-1864 五泉市郷屋川1-1-8	(0250) 43-3110
19 " 潟東図書館	〒959-0505 新潟市西蒲区三方10	(0256) 70-5141	55 " 村松図書館	〒959-1705 五泉市村松乙224-2	(0250) 58-1505
20 " 巻図書館	〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4262-1	(0256) 73-5066	56 佐渡市立中央図書館	〒952-1209 佐渡市千種177-1	(0259) 63-2800
21 長岡市立中央図書館	〒940-0041 長岡市学校町1-2-2	(0258) 32-0658	57 " 真野図書館	〒952-0312 佐渡市吉岡920-1	(0259) 55-2223
22 " 互尊文庫	〒940-0065 長岡市坂之上町3-1-20	(0258) 35-7981	58 " 小木図書館	〒952-0604 佐渡市小木町1946-6	(0259) 86-3841
23 " 西地域図書館	〒940-2105 長岡市緑町3-55-41	(0258) 27-4900	59 " さわた図書館	〒952-1314 佐渡市河原田本町394	(0259) 57-2711
24 " 南地域図書館	〒940-1103 長岡市曲新町566-7	(0258) 30-3501	60 " 両津図書館	〒952-0014 佐渡市両津湊198	(0259) 27-4182
25 " 北地域図書館	〒940-0876 長岡市新保町1399-3	(0258) 22-7100	61 阿賀野市立図書館	〒959-2112 阿賀野市曾郷1028	(0250) 67-2500
26 " 中之島地域図書館	〒954-0124 長岡市中之島3807-3	(0258) 61-2165	62 " 安田図書館	〒959-2221 阿賀野市保田1756-1	(0250) 68-3006
27 " 寺泊地域図書館	〒940-2502 長岡市寺泊磯町7411-14	(0258) 75-5159	63 " 笹神図書館	〒959-1919 阿賀野市山崎77	(0250) 63-8019
28 " 栃尾地域図書館	〒940-0222 長岡市中央公園1-36	(0258) 53-3005	64 魚沼市立広神図書館	〒946-8555 魚沼市今泉1507-1	(025) 799-3227
29 上越市立高田図書館	〒943-0835 上越市本城町8-30	(025) 523-2603	65 " 小出郷図書館	〒946-0041 魚沼市本町2-5	(025) 792-0337
30 " 浦川原分館	〒942-0392 上越市浦川原区釜淵5	(025) 599-2830	66 南魚沼市図書館	〒949-6680 南魚沼市六日町101-8	(025) 773-6677
31 " 頸城分館	〒942-0127 上越市頸城区百間町716	(025) 530-2360	67 妙高市図書館	〒944-0046 妙高市上町9-2	(0255) 72-9415
32 " 直江津図書館	〒942-0001 上越市中央1-3-18	(025) 545-3232	68 胎内市図書館	〒959-2646 胎内市西栄町5-3	(0254) 43-3700
33 三条市立図書館	〒955-0072 三条市元町1-6	(0256) 32-0657	69 聖籠町立図書館	〒957-0117 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-1	(0254) 27-6166
34 " 栄分館	〒959-1153 三条市新堀1311	(0256) 45-5686	70 出雲崎町立出雲崎図書館	〒949-4305 三島郡出雲崎町大字羽黒町431-1	(0258) 78-2250
35 " 下田分館	〒955-0151 三条市荻堀1144-1	(0256) 46-5919	71 刈羽村立図書館	〒945-0307 刈羽郡刈羽村大字刈羽100	(0257) 20-3102
36 柏崎市立図書館	〒945-0065 柏崎市学校町2-47	(0257) 22-2928			

新潟県子ども読書活動推進計画作成関係課

総務管理部	大学・私学振興課
福祉保健部	健康対策課
福祉保健部	障害福祉課
福祉保健部	児童家庭課
福祉保健部	少子化対策課
教育庁	義務教育課
教育庁	高等学校教育課
教育庁	生涯学習推進課
	県立図書館

新潟県子ども読書活動推進計画

令和2年3月27日発行

編集・発行 新潟県教育庁生涯学習推進課

新潟市中央区新光町4-1

TEL (025) 280-5972